

幕末期弘前藩の参勤交代について
—安政六年津軽承昭の下向—

佐藤良宣*

The Hirosaki-Tsugaru Clan's Mandatory Alternate
Residence In End of the Edo Period
—The Travel of Tsugaru Tsugakira From Edo To
Hirosaki in 1859—
SATO, Yoshinobu

令和三・四年度の研究紀要では、「奥州通道中記」⁽¹⁾の紹介を行い、その内容についての調査を行い、資料紹介を掲載した。令和五年度には「参勤道中記」をはじめ、弘前藩に関する道中記の調査のあらましを掲載した。今回は、前述の「奥州通道中記」が作成された幕末期の弘前藩における参勤交代について、弘前藩庁日記等⁽²⁾を利用し、その様相の一端について取り上げたいと思う。

1 幕末期の参勤交代の概況

『津軽歴代記類』⁽³⁾によると、幕末期の参勤交代における弘前の御発駕(出発)と御着城(到着)の様子は左表のとおりである。

(十一代藩主 津軽順承)			
西暦	和暦	弘前御発駕	弘前御着城
一八三九	天保十年		
一八四〇	天保十一年	五月十二日	九月四日
一八四一	天保十二年		
一八四二	天保十三年	四月十三日	四月十五日
一八四三	天保十四年		
一八四四	弘化元年	八月廿一日	四月六日
一八四五	弘化二年		
一八四六	弘化三年	四月廿四日	四月十八日
一八四七	弘化四年		
一八四八	嘉永元年		四月廿六日
一八四九	嘉永二年		
一八五〇	嘉永三年	四月廿八日	
一八五一	嘉永四年		四月廿一日
一八五二	嘉永五年	四月卅日	
一八五三	嘉永六年		九月十八日
一八五四	安政元年	八月十三日	※
一八五五	安政二年		
一八五六	安政三年		
一八五七	安政四年		
一八五八	安政五年		
(十二代藩主 津軽承昭)			
一八五九	安政六年		五月十三日
一八六〇	万延元年	九月十五日	
一八六一	文久元年		四月十五日
一八六二	文久二年		
一八六三	文久三年	八月十八日	
一八六四	元治元年		五月廿六日
一八六五	慶応元年		
一八六六	慶応二年		
一八六七	慶応三年	三月六日	

※ この時、藩主津軽順承が病身で、国元に下向することができなかったため、跡継ぎの津軽承祐が代わりに国元に下向した。しかし、承祐はほどなく国元で薨去した。

ここでは、そのうち、安政六年の津軽承昭の下向について次に取り上げることにした。

2 道中割

道中割とは、道中各日の日程概要を示した表である。安政六年の下向時の道中割は、次に掲げる同年三月廿日の江戸日記にあるものが最新である。なお、道中割では、上段に「御昼」(昼食を取る場所)、下段に「御寓」(宿泊場所)が記され、その隣にやや小さい文字でその直後に立ち寄る「御小休」(小休止)の場所が記されている。したがって、「御昼」↓「御小休」↓「御寓」が正しい行程の順序となる。「御寓」の右上にある里程は、その日一日に歩いた里程の合計である。また、「」内は筆者が入れた注記である。

一、小坂通御道中十九日振

御昼		御寓	
〔初日〕江戸		二里	
千住	四里	都合六里	
御小休 草下	〔二日目〕御小休	越ヶ谷	五里半
		粕壁	
		松戸	
幸手	三里半	都合九里	
御小休 中田	〔三日目〕御小休	古河	五里半
		俣田	
		小山	
		同十一里	

小金井	五里	宇都宮	六里
御小休	石橋	〔四日〕御小休	白沢
	雀宮		氏家
喜連川	五里	同十一里	
		太田原	六里
御小休	作山	〔五日〕御小休	鍋懸
		同十一里	
芦野	五里	白川	四里
御小休	白坂	〔六日〕御小休	太田川
		同九里	
矢吹	五里	郡山	六里
御小休	須賀川	〔七日〕御小休	安積山御野立
		同十一里	本宮
二本松	五里	福島	六里半
御小休	八丁目	〔八日〕御小休	瀬ノ上
		右同	桑折
上戸沢	四里半		六里半
御小休	渡良瀬	〔九日〕御小休	湯野原
		同十二里	
金山茶屋		山形	七里
御小休	上ノ山	〔十日〕御小休	天童
	杉原		若木山
館岡	三里	都合十里	
		尾花沢	六里
		〔十一日〕御小休	名木沢
		同十里	船形
新庄	四里	金山	六里
御小休	御野立	〔十二日〕御小休	及位
		同十里	
院内	四里	湯沢	五里
御小休	醉川	〔十三日〕御小休	岩崎

横手	三里半	同八里半	六郷	三里
〔十四日〕				
花館	五里	同八里	境	四里
御小休	刈和野			
〔十五日〕				
豊嶋	五里	同九里	湊	四里
御小休	久保田			
〔十六日〕				
大久保	七里	同十一里	森岡	六里
御小休	鹿渡	〔十七日〕御小休	比山	
		同十一里		
飛根	五里	綴子	五里	
御小休	小繫	〔十八日〕御小休	川口	
		十一里		
大館	六里	碓ヶ関	四里十六丁	
御小休	白沢	〔十九日〕御小休	大日	
		同七里八丁	剣ヶ鼻	
千歳山	二里廿八丁	弘前		
道法都合百八十六里八丁				
右伺之通被仰付候旨御行列方御目付江申遣之、				
十九日振之儀者勘定奉行江為知申遣之、				
以上、十八泊十九日（十九日振）の日程であ				
った。				
この道中割は当初からのものではなく、同じ				
く江戸日記の三月四日には二十日振の日程の記				
述があつた。これと、三月廿日の道中割と比較				

すると、江戸日記三月四日にある道中割から、郡山から尾花沢の間で一日あたりに歩く里程が増やされ、この区間で一日間だけ日程が短縮されている様子である。また、久保田付近の境から鹿渡（十四から十六日目）で御昼・御寓・小休止の場所に変更があつた。

3 藩庁日記での下向記述

十二代藩主、承昭の安政六年の下向は、同年四月廿四日に江戸藩邸から御発駕、五月十三日に御着城となつているので、十九日振（十九日間）の日程で行われたと言える。

同年四月廿四日の江戸日記には、「午之刻過被遊御発駕、奉恐悦候、」と、昼過ぎの発駕であることを伝えている。また、「御発駕二付御先格之通、今日附則日立道中並御国元江之御飛脚差立候」と、その日付けの飛脚が差し立てられたことを伝えている。

この飛脚は、五月六日に国元に到着しており、城中に御用状を届けている。その書簡の内容が同日付けで国日記に記されている。この御用状では、他の大名との関係で日程変更を迫られる可能性があつたことを伝えている。

(国日記安政六年五月六日)

一、御徒桜庭助吉・諸手足輕棟方友太郎儀留、
当御発駕今日立旨被仰出候処、御同日上杉
様御発駕之御振様二而、御道中御休泊之内、
大田原より福嶋迄之内御休泊割直之儀、御
関札役より申来候処、上杉様御日延二而、
来月廿七日御発駕二付、最初取究之通御日
割直之儀二付、同人共江御手当并不時望御
預、去ル廿日爰元出立被仰付、二本松より
引返之上、御供相勤候、委細別紙申出之通、
仰付候間、則差下申候、

これによると、弘前藩主の御発駕と同じ日(四月廿四日)に上杉家の発駕がある予定なので、大田原―福島間の休泊割を直さなければならぬ、と関札役から連絡があつたが、上杉家の御発駕が来月(五月)廿七日に延期されたので、計画は変更されず、弘前藩主は四月廿四日に出発することになったことを伝えている。

また、五月九日付国日記には、江戸から差し立てられた飛脚からもたらされた御用状が、国元に藩主一行の様子を伝えている。

一、未四月廿六日、江戸相立候山形兼道中十一

日振御飛脚、五月四日尾花沢駅江到着、同五日同所出立、同九日到着、御用状左之通、

去ル五日、江戸相立候御道中、山形駅江伺御機嫌兼、其御地江御飛脚今晚山形駅御止宿江到着、一挙令啓慰候、屋形様御道中益御機嫌能段之御旅行、今晚山形駅御止宿被遊御着座、恐悦奉存候、其御地・御城中御別状有御座間敷奉存候、

「山形駅江伺御機嫌」とあるので、飛脚は山形で藩主一行と出会った様子である。山形は、弘前・江戸間の道中の中間地点であることから重要視され、ここで「酒事」(宴会か)が行われる慣例であつた様子である。(4)

4 別送する荷物について

参勤交代の一行の荷物は、必ずしもこの一行が持つて移動するわけではなく、別便で輸送していたことが当時の日記からうかがわれる。

(江戸日記安政六年三月廿七日)

一、御行列方御目付申出候、御下向前後立日割置左二

御関札 四月三日

御近習小姓荷 四月五日

御小納戸荷 四月六日

御休息先荷 四月七日

御休息女中 四月九日

御家中并御家来差荷 同十一日

御発駕 同十五日

御徒小納戸荷 同廿三日

御徒具足荷 同廿五日

右之通可被仰付哉之儀伺之通申付之、但右之趣勘定奉行江為知申遣之、

右の文には「御発駕 同(四月)十五日」とあるが、前述の通り、四月廿四日の江戸日記には御発駕との記事があるので、この年の実際の下向とは違う、この時点の案であると推察される。類似した日割案は、三月廿日の江戸日記にもある。ただ、残念ながら、御発駕の日程が、四月十五日から廿四日に変えられた事情は、藩庁日記からは伺えなかった。

5 武器の輸送

幕末の弘前藩は武器の充実に力を入れ、嘉永五年(一八五二)に、八刃玉ゲベル銃十挺を廻船で取り寄せたという(5)。ゲベルとはオランダの小銃の意味で、天保二年(一八三一)大

量に輸入されている。先込式の銃で、銃身の内側にらせん状の溝がなく、球形の弾を使用する(6)。これを皮切りに、元治元年から一〇〇石以上の土上にゲベル銃が配布された。

そのような様子は、安政六年の下向の際、国元に運んでいたところからもうかがえる。

(江戸日記安政六年三月八日)

一、勘定奉行申出候、今度御下向之節千住迄舶来ケヘル筒五拾挺為御持之由ニ付右持方諸組之者着用黒御印羽織之儀穿鑿仕候処、金取御備拾枚今茂御座候共、御下向御当日者諸陣番旁ニ付、右江御用立ニ相成候

旨、然者新ニ御出来無之候而者当日一日之御用頃ニ而平常別而御入用之廉も無之御時合弗欠ニ計御座候間、非常御入用ニ月御備御武器方御有合之内より五拾八枚当月一日御借上着用被仰付候様、左候ハ、右之報御武器奉行被仰付候様尚右御羽織千住駅ニ而取調無落持参之上、上納之儀諸組江被仰付方者御目付江被仰付候様、附紙之通申付候、

ゲベル銃五十丁を下向の際に国元に持ち帰る際、これを持って旅をする藩士は「黒御印羽織」を着用することとしているが、そのための

費用について勘定奉行が述べている。

(江戸日記安政六年三月十一日)

一、平井修理申出候、御用頼限坂本勢大輔様より御貸出ニ付届出候処、去月廿六日差出置候、当御下向之節御供立之内江ケヘイル筒五拾挺御持セ候御伺書江附札左之通、

書面之報者難相整候間、荷造ニ而持居可被申候、右ニ而差支之儀茂有之候ハ、供立之内江為持候筒数打減引分猶可被相伺候、右之通公用人を以被成御渡候旨申達候、

ゲベル銃を五十丁持ち帰ることについて、伺書に付け札があつた様子である。これによると、「黒御印羽織」の藩士に持たせて下向させる案は、装束等が準備ができないので、荷造をして運搬するやり方とする、とのことであつた。さらに、それでも差し支えがあるのであれば、下向の供の者に持たせる銃の数を減らすことも検討しなければならぬ様子であつた。

(国日記安政六年三月二十二日)

一、殿様御下向ニ付御道中人馬継立之儀に付、去月七日道中御奉行遠山隼人正殿御留守居名前

ニ而被差出候御伺書之写差通差下申候、

一、土佐守参府帰城之節、供連并荷物当可成丈減少候得共、蝦夷地御警固ニ付而者武器類致手入年々引替持参仕候儀故、自然荷物嵩ニ相成、御定之人馬ニ而者難行届迷惑仕候、依之旅行当日人足五十人・馬五拾疋・前後之内ニ而一日人足式拾五人、馬式拾五疋継立ニ相成候様奉存候、無程御暇時節ニ茂御座候間、此段奉伺候、以上、

二月七日
津軽土佐守家来 比良野助太郎

右之通、道中御奉行大御目付より兼遠山隼人正殿江差出候処、同月十一日御用所用人中より紙面差越候、附紙左ニ

書面旅行当日人足五拾人・馬五拾疋并前後之内ニ而不満日一日式拾五人・式拾五疋継立之儀、承置候、追而先触届之節何月幾日及挨拶候段書加可被差出候、

未二月

三月五日

前述のような大量のゲベル銃等の武器を国

元に持ち帰るためもあってか、この年の下向の際には一行の荷物なるべく減らそうと努力したもの、蝦夷地警固のため、年々武器を更新しなければならぬので、どうしても荷物の量が増え、規定の人馬の数では足りず、迷惑をかけるので、出発当日は人足五十人・馬五十疋、その前後は人足二十五人・馬二十五疋としたい、という伺を、当時道中奉行であった遠山隼人正に出している。「前後」というのは、前述した藩主の行列ではなく、別送となる荷物についてと考えられる。

この伺に対しては、御用所用人を通じ、承知するので、先触届の際にいつ挨拶をするのか、ということを書き加えるように、という返答があったことがわかる。

6 土井家御乗船借上げの件

弘前藩の参勤交代においては、「小坂通」と呼ばれた、いわゆる羽州街道が利用されたが、桑折（現 福島県桑折町。福島市のすぐ北）以南は俗に奥州街道・日光街道と呼ばれる道が利用された。そのなかで、利根川を渡る部分は、中田房船渡、あるいは房船の渡（ぼうせんのかたし）と呼ばれる渡船が用いられた。これは、中川宿

（現 茨城県古河市）と栗橋宿（現 埼玉県久喜市）を結ぶものである。⁽⁷⁾

（江戸日記安政六年三月四日）

御行列方申出候、当御下向之節、大殿様御入部之通、中田房川渡御乗船土井様より御借用に而御渡船被遊候様、尤同所本陣藤田弥右衛門御舟取扱罷在候得共、近来御省略二付、右御船御止メ、茶船御雇入、御渡船被遊候、然処小船二而此、之風波二而茂浪高二相見得、御供勢一統心痛仕罷有候間、前々之通、御乗船二被仰付候様、左候得者船奉行江金貳百疋御同縁被下置船頭水主共江金三百疋被下置候得共、前書御雇船被下方御止二相成候間、右増減二而参百疋之御入用二相成候旨申出、当御下向御初入二付、申出之通被仰付、以来者近来御省略に付右御船御止、茶船御雇入、御渡之御振合二被仰付旨申遣之、

この房船の渡で、弘前藩は、ここを治める古河藩の土井家（「土井様」）からその乗船を借用するのが慣例であった様子である。御行列方が申出をしている。ただ、この時は、「御省略」（俵約）のため、「茶船」を雇って渡ることが検討されている。茶船とは、瀬取船とも呼ばれ、廻船からの荷物を岸まで運ぶためのはしけのような

船のことを指す⁽⁸⁾が、ここでは、現地で貨物の輸送等に利用されている小型の川船を指しているものと思われる。土井家の御座船に代えて「茶船」を利用しようというこの提案について、御供衆は、それが小舟であることから渡河の安全上の不安を持っており、意見の葛藤の様子もわかかれるが、結局、費用の節約が図れることから、当初の方針どおり、茶船を利用することとなった様子である。

おわりに

以上、安政六年における弘前藩主津輕承昭の下向について述べた。今回論ずることができた内容は、時間の都合により、安政六年三月から五月の藩庁日記に基づいたものではあるが、この下向に関する記述の全てを網羅したものではないことをまず述べておきたい。論ずることのできなかつた事項については、別の機会に取り上げることとなるだろう。

この年の下向は、承昭が藩主に就任した直後の下向であった。先代の順承もそうだが、蝦夷地警固についての責任を強く感じていた様子である。この下向に関して承昭は、武器の更新を積極的に進め、蝦夷地警固の任務を全うすることを強くアピールしようとしていたことも窺わ

れる。

また、幕末の財政逼迫の折、費用の削減が求められるところではあるが、その一方で、この下向は新藩主にとって最初の入部でもあるので、大切な局面であるとも言える。そのような経費節減と格式の維持との葛藤も垣間見えると言えるのかも知れない。

註

(1) 太田原慶子・佐藤良宣・滝本敦・本田伸
【新収蔵資料紹介】奥州通道中記】『青森県立郷土館研究紀要』第四六号、二〇二二年）、太田原慶子・佐藤良宣・滝本敦・本田伸【資料紹介】奥州通道中記（続）『青森県立郷土館研究紀要』第四七号、二〇二三年）

(2) 弘前市立弘前図書館蔵 弘前藩庁日記。以下、文中では単に「国日記」「江戸日記」と記す。

(3) 「津軽歴代記類 下」『みちのく双書 第8集』、一九五九年、青森県文化財保護協会）

(4) 前掲『奥州通道中記』

(5) 新編弘前市史編纂委員会 編『新編弘前市史 通史編3 近世2』（二〇〇三年、弘前市）、一八六頁。

(6) 『国史大辞典』三、及び前掲『新編弘前市史 通史編3 近世2』（二〇〇三年、弘前市）一

九三頁。

(7) 古河市史編さん委員会 編『古河市史 通史編』一九八八年、古河市、三〇九頁
(8) 『日本交通史事典』吉川弘文館、二〇〇三年、五五四〜五五五頁（「茶船」の項）。

* 青森県立郷土館 学芸主幹 佐藤 良宣

(030-0802 青森市本町二丁目8-14)